

祇園社による広峯社支配と広峯氏

二〇四

吉 永 隆 記

はじめに

本稿は、中世に本末関係にあった京都祇園社と播磨国広峯社（現 広峯神社、兵庫県姫路市広峯山）を素材として、その鎌倉末～室町期における関係の変遷と、広峯社領の歴史的展開を検討するものである。

そもそも祇園社と広峯社の関係は、いずれが元々の本社であったかも含め、曖昧な点が多い。両者の関係を検討した専論として、久保田収氏の成果がある^①。同氏によると、広峯社は鎌倉期に「祇園社本社」と自称するも、その後は祇園社領として支配下に置かれたという。また、両社の本末関係の変遷や、祇園社支配に抗する広峯社（広峯氏）側の動向など、中世を通じた両社の関係が整理されている。同様に、東郷松郎氏も鎌倉・南北朝期を中心としつつ、中世の両社の関係を検討された^②。久保田氏や東郷氏は、鎌倉末期に祇園社へ抵抗した広峯社が、室町期に祇園社支配下に置かれた動向を確認したうえで、広峯社の自立動向の要因として、広峯社の社家・広峯氏の武士的性格に注目された。さらに広峯氏は、鎌倉後期段階で御家人として活動していたことが知られており、南北朝内乱においても複数の軍忠状を作成していることから、播磨国の鎌倉・南北朝史において、その動向が注目されてきた経緯がある^③。

しかしながら、中世の広峯社および広峯氏の動向が確認できる恰好の史料とされてきた広峯社関係文書には、いくつかの問題が存在する。『姫

路市史』の編纂にも携わった馬田綾子氏の整理を参照すると、広峯社関係文書は①「広峯神社文書」と呼ばれているものと、②各社家に伝わったものに二分され、①の内わけは多様であり、実際は社家伝来のものやその他の文書群に分類される^④。②は魚住家、肥塚家、広嶺家といった社家の子孫に伝来した文書群であり、「写」が多く含まれることが注視されている。実は広峯氏の武士的動向を伝える軍忠状をはじめ、「写」の内容を慎重に扱う必要があることは、これまで度々提言されてきたのである^⑤。すなわち、広峯社関係文書は、各文書の性格に注意を払う必要がある、一点一点の内容も含め、批判的に捉えるべきことが繰り返し確認されてきた。かかる先学の提言に対し、筆者はさらに踏み込んだ検討を加える能力を持たないが、広峯社関係文書の抱える問題を前提としつつも、中世の広峯社を見つめ直すことは重要ではなからうか。

以上のことから、広峯社の歴史的展開のみならず、本社とされた祇園社の地方末社支配の問題として、そして中世後期の祇園社領の問題として、広峯社は再評価すべき点も多いと考えられる。その際、前掲の久保田氏・東郷氏の整理や、『姫路市史 第二巻本編古代中世』（主に馬田氏執筆の第五章）の叙述など、先学の成果を前提としつつも、やはり広峯社関係文書の抱える問題は可能な限り払拭しておきたい。そのため、祇園社との関係史料を基軸として、両社の関係を改めて整理し、祇園社領広峯社としての位置づけを再検討してみようというのが、本稿の試みである。

第一章 祇園社と広峯社の本末関係

―権別当職・大別当職の検討から―

第一節 広峯社権別当職の再検討

祇園社と広峯社の本末関係は、両社がどのような経緯で関わりをもち、どの時期から本末関係にあったのかなど、はっきりしない点が多い。先行研究では、両社の関わりは鎌倉中期～末期に現れると考えられており、その前提に広峯社が「祇園本社」を自称したことも重視されている^⑦。その初期の史料は、「広峯神社文書」に残された建保四年（一二二六）の関東御教書と貞応二年（一二三三）の関東下知状である^⑧。内容は、いずれも広峯社に対する守護使の乱入停止を指示するものである。注意したいのは、前者では「播磨国広峯社者、祇園本社云々」とあり、後者では「祇園本社播磨国広峯社」と明記されている点である。祇園社との関係が見られない鎌倉前期においても、少なくとも広峯社側は「祇園本社」と主張していたことがうかがえ、これこそが鎌倉期以来の広峯社の自己認識であったといえよう。無論、鎌倉幕府から獲得した両史料は、広峯社からの訴えをそのまま反映したと考えられる。同時期の祇園社側の認識はうかがい知れないが、後の経過を踏まえても、広峯社を本社と仰いでいたとは到底考えられない。これに対して、祇園社が広峯社を末社として支配し始めたのは、応長元年（一二二一）に伏見上皇が広峯社を祇園社へ寄進し、時の執行であった晴喜の門弟が給主職を得てからであるというのが通説となっている^⑨。しかし、晴喜が院宣を獲得した前提には、次のような動きがあったことも見逃せない。

正応二年（一二八九）、「任遺言之旨」せて僧・快円と源有家が譲状にて一族へ私領を配分している（以下、「正応状」^⑩）。その私領には、広峯社内

の諸職・得分と広峯社周辺の所領、そして割り当ての檀那が列記されている。以下、関連する永仁五年（一二九七）の「快円所領等配分状案」（以下、「永仁状」）も併せて内容を確認しておこう^⑪。

まず、「正応状」（快円・源有家作）と「永仁状」（快円作）は、どちらも複数人への配分状である。いずれも所領・得分を分配される人物ごとに項目が立てられ、その人名の下に田畠や屋敷、所従、割り当ての檀那などが書かれている。「正応状」には、快円分・有家分・正一殿分・賀茂女房分・千与殿分がみられ、「永仁状」には、嫡子幸松丸分・松若丸分・阿古丸分・夜刃殿分・幸松丸母分がみられる。快円や有家は、「父母私領」が「重代相伝所領」としているので、列記されているのは快円・有家の一族に相伝されてきた私領であることは間違いない。注目すべきは、快円らが私領と位置付けた所領・得分に、「広峯社御料田」や「仁王講田」、「三昧職」、「広峯社権別当職」など、広峯社経営に充てられるものが多く含まれていることである。すなわち、快円や有家こそ、広峯社を統括する社家一族であることを意味する。以下、具体的に譲状の内容を検討していきたい。

まず「正応状」の快円分には、広峯社膝下の平野村などを中心に多くの田畠がみられる。そして、「広峯社権別当職者、父存生之時、被讓之畢」とあるように、先代の広峯社権別当であった父から、同職を譲与された快円は嫡子であった。続いて「有家分」では、堂宇や所従は配分されているものの、広峯社内の何らかの職を得ていることは確認できない。しかし檀那は快円よりも多く、丹波・因幡・美作と播磨・但馬国内の諸村が割り当てられている。また、有家が譲与された「同社庄司跡」からは、広峯社庄司の存在がうかがえ、後述する下司と関わる点で興味深い。快円と有家はおそらく兄弟であり、両親の死後に「父母私領」を一族に配分する目的で「正応状」を作成したのであろう。これに対して「永仁

状」は、快円の所有する私領の分配であり、嫡子幸松丸をはじめとした快円妻子への譲状となっている。「正応状」の内容からも、二つの譲状が広峯社家の家領譲状の性格であることは明白である。

一方で、広峯社家の譲状が祇園社に伝えられた意味については、これまであまり注目されていないようである。そもそも、広峯社家と考えられる快円らは何者だったのであろうか。このことと関わって触れておきたいのは、祇園社内部の関係史料に、「快」を通字としたと思しき祇園社僧の一流が確認できることである。早くは平安末期の段階で「大別当法師快円」や「大別当大法師快嚴」が祇園感神院所司として見えるのをはじめ、南北朝期にも祇園社僧として快榮などの名が確認できる^⑮。また、広峯社家が作成した「正応状」には、証人として快増と快賢が末尾に署名している。これらのことから、快円は、「快」を通字とする祇園社僧の一流であった可能性が高いといえないだろうか。すなわち、快円の一族は、もと祇園社僧であったが、広峯社の経営を担う一族として播磨国へ下向した一派と考えられるのである。

さらに注目したいのは、「正応状」で有家分の次に挙げられた正一殿分についてである。正一殿とは、具体的な人名ではなく、正一職に就いていた人物を指す。そのことは、「広峯社正一職」を分配されていることから明白であるが、これに係する記事が『社家記録（祇園執行日記）』正平七年（一三五二）五月四日条にみられる。すなわち、この日に「正一正禪等」が広峯社から上洛し、当時の祇園社専当であった正珍と共に、広峯社からの年貢輸送に携わっていたことが確認できる。また、正禪は正珍の「舎弟」とみえ、いずれも祇園執行・顕詮の坊人であった^⑯。快円と源有家が作成した配分状に「正一殿分」とあるのは、正一殿が快円一族とは別系統であった可能性を示唆している。広峯社を統括していた快円らに対し、祇園社から下向して経営に関与するのが正一職であったのだ

ろう。すなわち正一とは、もとは祇園社から下ってきた僧名であったと思われるが、彼の跡職が「正一職」として残ったと考えられるのである。そして正平七年段階でも「正」を通字にした正禪が、正珍らと共に正一職として、祇園執行配下で広峯社経営に携わっていたのである。

以上、「正応状」の内容に沿ってその背景を検討してみたが、他の賀茂女分と千与殿分については、詳細は分らない。ただ、田畠や檀那の割り当てなどもあることから、快円の父と深い関係にある人物たちへ所領や得分が分配されたと理解すべきであろう。では、快円らと正一殿との関係はどうだろうか。先に述べたように、正一職は広峯社内でありながら、祇園社の強い影響力を及ぼす立場にあったと考えられる。その正一殿に対し、快円の「重代相伝所領」の一部が割り当てられている意味は、どう捉えればよいのだろうか。南北朝期の事例となるものの、祇園執行が「広峯社別当職」として広峯社を管領するよう命じた崇光院の院宣が存在する^⑰。このことは、権別当職が広峯社別当職、ひいては祇園執行の管轄下にある以上、祇園社の強い影響下にあらざるをえなかったことを示している。祇園執行（広峯社別当）に代わり、現地で経営統括する職こそ、本来の広峯社権別当職だったのである。すなわち快円一族は、祇園社による広峯社支配を、父祖の代より現地に下って統括する一族だったと位置付けることができる^⑱。正一殿の存在は、そうした両社の関係を維持する監督者としての機能を担わされていたのかもしれない。しかし、次に確認する「永仁状」の段階では、その関係に変化が生じるようになっていた。

第二節 広峯社権別当職の消失

先述の通り、「永仁状」は快円が妻子たちへ宛てた譲状である。快円からの遺領はほぼ嫡子・幸松丸へ渡ったようであり、幸松丸分が「永仁状」の

大半を占めている。快円が幸松丸へ譲与した職は、導師職と三昧職であり、他に阿古王丸へ「平野寺供僧職」を譲与している。広峯社を統括する職であった権別当職は「永仁状」に見られず、この段階で快円が権別当職を保持していなかったことを示している。実は「永仁状」の中には、「権別当跡」という表記がみられるうえ、管見の限り、後年にも同職の表記は見られない。「正応状」から「永仁状」に至るこの間に、権別当職に何があつたのだろうか。

ところで「永仁状」には、田畠に「永仁二年検注」という注記がいくつか見られ、永仁二年（二二九四）に広峯社領で検注が行われたことがわかる。この検注が広峯社の主導か祇園社の主導かはわからないが、検注の過程で田畠の「引替」が行われており、諸職に伴う田畠も再編が行われたと考えられる。それと同時に、権別当職が快円のもとから見えなくなっているのは、検注を伴う広峯社の経営構造に何らかの変化があつたことと無関係ではなからう。一見すると、快円は権別当職を失つたことで、自身の権益を減らしたように思われるが、実はそうではない。実際、田畠だけでも、「永仁状」では快円が父から譲り受けた段階（「正応状」）から、四倍近く増加している。加えて、広峯社膝下の平野村内平野寺や月明寺の所領、その他多くの屋敷なども保有していた。また、檀那も快円が譲り受けたものに「正一垣一向」が加えられ、正一職のものを吸収している。権別当職は失つたものの、導師職や三昧職として快円一族は引き続き広峯社経営を主導していたのだろう。同時に、広峯社周辺に多くの権益を獲得しながら、重要な経済権益であつた檀那のほとんどを一元的に掌握することになつたのである。

小括しておこう。快円の父祖は広峯社権別当職として広峯社経営に乗り出したと考えられるが、その経営は決して一族の独占ではなく、祇園社の強い影響力下にあつた。南北朝期まで確認できる正一職は、正一殿

祇園社による広峯社支配と広峯氏

と呼ばれて祇園社に直結する立場であつたと考えられる。「正応状」に「京上夫」に関する課役がみられるのも、広峯社と京都間に年貢京進の京上夫がいたことを示唆しており、京都との経営関係をうかがわせる。広峯社は、少なくとも「正応状」が作成された段階までに祇園社支配下に置かれていたと考えてよいだろう。ただ、広峯社が鎌倉前期の段階で「祇園本社」を自称していたことは、どのように整理すればよいだろうか。これについては、広峯社から京都祇園社へ勧請したという社伝を拠りどころとして、守護使排除を確実にするため、幕府に対して主張されたものと理解したい。

ところが、こうした由緒が呼び水となり、鎌倉後期頃から実際に祇園社との関係が形成されはじめ、結果的に支配を呼び込むこととなつたのだろう。祇園社は、権別当職に補任した社僧を下向させて広峯社支配を展開していったと考えられ、快円の一族へと繋がるのである。広峯社は権別当職のもとに統括され、同じく祇園社僧であつたと考えられる正一殿らも経営に携わつた。しかし、永仁年間までに権別当職は見られなくなり、広峯社経営は再編された。一見、祇園社による広峯社支配が強化されたように思えるが、実質的な所領・経済権益は快円の一族のもとに集積されていた。それは、広峯社の檀那をほぼ全て管轄するまでに拡大されており、実質的な広峯社経営は引き続き快円（元権別当）の系統によつて担われていたのだろう。

では、これ以後の広峯社経営はどのような様相をみせ、快円らの一族はどうなつたのだろうか。次節では、新たに史料上にあらわれる「広峯社大別当職」を軸に、この問題に迫ってみたい。

第三節 大別当職と下司職

広峯社では、「正応状」以降に権別当職が見られなくなる一方で、「大

別当職」なる職がほぼ同時期から確認できるようになる。例えば、元亨元年（一三三二）に「散位長量」が作成した讓状案文においては、「大別当（或号下司職）職者、至于長量十代相伝之所帶也」と紹介されており、長重（長量は誤記）の家に代々相伝されてきた職であったという。この大別当職は、後代まで社家の広峯氏が重要視した職であることが知られているので、広峯氏と同職の関係については、後ほど検討を加えてみたい。ここでは、まず祇園社側が大別当職をどのように捉えていたのか確認しておこう。

元徳二年（一三三〇）、後醍醐天皇から元の如く広峯社を祇園社に支配させる旨の論旨を受けた天台座主・慈嚴は、祇園社別当を通じて「停止後代別当違乱并国司在庁妨」し、知行を全うするように祇園社権長吏へ伝えていた。注目すべきは、在地の違乱勢力として、国司在庁と共に「後代別当」が挙げられている点にある。これを権別当の後に現れた「後代別当」と解することも可能であろう。また、長重が大別当職は下司職と号するとも注記しているように、本来的には社領の現地経営を担う下司職の別称として「代別当」が立ち現れたのだろう。実際、同時期の建武四年（一三三七）の光嚴院院宣では、「下司長重法師」など、長重は下司として表記されている。このように、祇園社の権益保障においては、長重を下司職と認識こそしているものの、「大別当」として正式に扱っている形跡はない。それは以後の祇園社側の関係史料でも同様である。

さらに祇園社と長重に関わる重要な情報として、広峯社の沙汰人が祇園社と交わしたと思しき契状案がある。契状は「契約 広峯社所務間事」として、複数の条目が並んでいたと考えられるが、残念ながら一条目以降が後欠となっている。その内容は「一、七人沙汰人等者、雖為長量代官、於領家恒例御公事者、任先例可催立者也、更不可対捍、於不法之輩者、不可召仕事」というものであった。すなわち、七人の沙汰人らは、

長重の代官であっても祇園社への公事用立てに協力することを約束している。このことは、広峯社沙汰人が長重の配下に属していたことを示している一方で、彼らが「雖為長量代官」とことわったうえで、個別に祇園社と契約を結んだ意味は重要である。それは、違乱の主体とされた「代別当」の長重が、この時に広峯社の経営体系外にあったことをうかがわせるからである。祇園社が広峯社公事について沙汰人と契約を結んだ背景には、本来は下司として経営を統括する立場にあった長重が、違乱主体となっていた状況があった。さらに、「広峯社沙汰人以下輩年貢拘留」するという事態に至っているように、結局は沙汰人らも長重に属して祇園社の支配に抵抗するようになった。

第四節 大別当（下司）長重と快円一族

このように、広峯社沙汰人を配下とし、在地で一体的な違乱活動を展開する長重については、その組織の在り方も見逃せない。例えば、「広峯社下司長重法師・子息貞長法師并公文長源・土民俊賢以下輩」の押妨が祇園社側で問題視されているように、長重をはじめとして、その子息である貞長、公文の長源、さらには俊賢以下の土民による組織構成がうかがい知れる。すなわち長重は、広峯社の公文・沙汰人・土民を主導する立場にあった。このような長重の活動は、広峯社家とその膝下地域に影響力を有していたからこそ可能だったのであり、鎌倉期に広峯社を統括してきた権別当家たる快円一族と無関係とは言いがたい。実際、南北朝期から室町期にかけての祇園社側の史料にも、広峯社僧や広峯社公文として快円の門流が確認されるのである。

さて、ここで広峯社関係文書における広峯氏の情報にもいくつか触れておきたいものがある。広峯氏は、鎌倉期から御家人として活動していたことが同文書から知られているが、その早い段階のものとして、弘安

二年（二二七九）に「播磨国御家人広峯兵衛大夫家長」が御家人役を務めたと伝わるものがある。²⁴この時は、大番役に際し、「以子息長祐、為代官被勤仕了」とあるように、家長の子・長祐が代官として務めたようである。

さらに注目すべきものとして、正応六年（二二九三）に家長（沙弥道光）が「広峯社大別当職」を嫡子の法橋長祐に譲与した譲状がある。²⁵この譲状によれば、正応六年の段階で、既に広峯氏内部で大別当職の父子相続がなされていたことになる。このことは、正応二年の「正応状」で権別当職が快円に譲与され、その後の「永仁状」で権別当職が消えていたこととどのように接合するだろうか。ここで思い返されるのは、「正応状」で快円と共に遺領を分配していた兄弟の有家が源姓であった点であり、源姓を名乗る広峯氏との共通点が認められる点である。すなわち、快円一族が広峯氏へ直接繋がる一族である可能性が浮上するのである。

このほか、広峯氏が大別当職を鎌倉期段階から相伝していたことを伝える関係史料は、広峯社関係文書に多く見られる。先述の「下司長重法師」にあたる「長重」が、正中二年（一三三五）に「嫡子又太郎貞長」へ「譜代相伝之所帯」として大別当職などを譲与した案文も見られる。²⁶また、広峯氏に複数伝わる「広峯系図」には、全てに快誉（快与）の名が確認でき、彼を系図の最初に載せるものもある。²⁷系図類は後世のもので、その内容には検討が必要な点も多いが、長重や貞長ら広峯氏の先祖に快誉を位置付けていることは、快円一族としての快誉の存在をうかがわせる。すなわち、御家人や大別当職として活動する広峯氏は、権別当職にあった快円の傍流や親類を始点とする可能性が高いのではなからうか。

明らかにできない部分も多いが、ここまでの情報を整理しておきたい。「正応状」以後、権別当職こそ譲り受けなかったものの、多くの田畠、屋敷、檀那の管轄権を快円から継承した幸松丸ら子息は、その実質的權益

を保持・拡大させながら、鎌倉末から南北朝期を生きただろう。広峯社権別当職は解消されてしまったが、その社家の内実には大きな変化は無かったのではなからうか。すなわち、権別当職でなくなった後も、快円の子孫は引き続き広峯社の社家として継続し、いつの頃からか「大別当職」を称したのである。これが広峯社関係文書に見られる広峯氏と考えて良いと思うが、確証は持てない。しかし、当然のことながら本社社園社側が一貫して長重らを下司と認識している点も、こうした姿勢の現われだろう。しかも、広峯社には引き続き祇園社と密接な正一職が存在しており、南北朝期においても祇園社へ年貢京進が続けられていた事実から、祇園社による広峯社支配は維持されていたことに間違いはない。²⁸一方の広峯社では、大別当を称する下司長重らが公人や沙汰人をはじめ、在地民も主導した組織的押領を展開するに至ったのである。²⁹

以上のように、南北朝期の広峯社は祇園社の支配下にありながら、実質的には「大別当職」を自称した下司一族らによって、その経営が妨げられていた。祇園社が広峯社からの年貢取納に沙汰人七人を起用したが、彼らは全員「長重代官」であり、結果的にその迷惑の外れたことは先述の通りである。祇園社が大別当（下司）を介さずに公事確保を図ったことから、鎌倉末期から南北朝期の大別当（下司）は、祇園社による経営体制の外にあったと考えられる。しかしながら、広峯社の経営は、実質的に広峯氏の強い影響下にあった。祇園社は、広峯社からの公事確保を試みるも、在地に根を張った大別当（下司）の前に、その支配を貫徹することは難しい状況にあったのである。無論、祇園社側もこうした問題に対応しなかったわけではない。次に示すように、祇園社は室町幕府に訴えかけることで問題の解決を図ろうとしていた。

【史料一】室町將軍家御教書案³⁰

祇園社助法印顕詮申、播磨国広峯社并神田等事、申状（副文書）如此、早停止広峯民部太輔濫妨、可被沙汰付下地於顕詮代之状、依仰執達如件、

〔三六四〕
貞治三年十二月十八日

沙弥判

赤松律師御房

この【史料一】から、時の祇園執行であった顕詮により、広峯氏の押領行為が非難され、広峯社およびその社領の支配権を顕詮のもとに掌握しようとしたことがうかがえる。室町幕府は守護・赤松則祐に対し、顕詮側への沙汰付を命じていることから、顕詮の訴えは幕府に認められ、広峯社とその社領の支配権が確認されたのである。ここでは、広峯氏が下司でも大別当でもなく、単に押領人としてのみ名が見える点に注意しておきたい。先に確認した通り、祇園社側では、既に広峯氏が下司としての役割を期待できる存在でなく、祇園社の支配を妨げる存在として認識されているのである。

また、【史料一】に先立つ観応三年（一三五二）、播磨国守護・赤松氏のもとにある訴えが出されていた。訴えたのは広峯社僧の竹中坊律師快宗と、その舎弟・平野法橋快誉である。彼らは、広峯社膝下社領かつ、二人の知行分である平野村の田畠が押領を受けていると主張した³³。押領したのは、闕所地の田畠を押さえていたという「預人等」である。彼らは何者かは判然としないが、押領にあたって「号肥塚弥四郎并河間上野坊等知行分」していた。ここに見える肥塚氏は、近世以降も続く広峯社の有力社家の一つであり、広峯社関係文書には、南北朝期に広峯氏と共に行動した肥塚氏の軍忠状などが見られる³²。同様に河間氏も近世に社家として見えることから、肥塚氏と同様の立場であったと思われる。広峯社領を押領していた「預人等」が肥塚氏と河間氏の知行分を主張していることと共に、今回訴えを起こした快宗と快誉にも注意しておきたい。彼

らは権別当職にあった快円の門流と考えられるが、大別当（下司）の広峯氏とは、利害を一にしていなかった可能性が高いのである。そのことについては、次章で確認する播磨国土山庄の相論と共に考えてみたい³³。

第二章 広峯社領土山庄と広峯氏

第一節 土山庄を巡る薬師寺と広峯氏の相論

播磨国土山庄は、広峯社の南西に位置し、広峯社膝下領の平野村とも近い位置に所在する。土山庄は、鎌倉期より南都の薬師寺が領家であり、地頭方は得宗領であったが、倒幕後に闕所となり、建武年間に地頭職が広峯社へ寄進されたという³⁴。土山庄が寄進されて以後の状況を伝える史料が祇園社に残されており、それは貞和三年（一三四七）に在地百姓から祇園社へ提出された起請文である³⁵。これによると、土山庄の「御公事銭反別百九十文分」は、これまで「地頭殿」へ納めてきたという。彼らが起請文をもって祇園社へ訴えたかったのは、自分たちは公事銭を未納してきたわけではなく、確かに地頭へ納めていたという主張であった。土山庄地頭職を獲得したのは広峯社であったが、公事銭は本社である祇園社の管轄するものとなっていたようである³⁶。しかし、本来祇園社へ納入されるべき公事銭を徴収していたのは、他でもない広峯氏であった。土山庄についても、祇園社による支配は広峯氏によって妨害を受けていたのであろう。

こうした状況に変化を生じさせたのは、土山庄の領家職を保有する薬師寺の本寺・興福寺の訴えであった。応安七年（一三七四）、幕府は南都からの訴えにに応じて、播磨守護の赤松義則に御教書を発給した³⁷。訴えによれば、薬師寺の領家職に付随する京上・惣追捕使職・雑免田等を「広

峯民部大夫（範長）が先例に背いて押領しているということであった。幕府は、広峯氏の押領を排除し、薬師寺の雑掌が知行できるよう、赤松氏に指示したのである。

しかし、訴えられた広峯範長は、こうした措置に対決する姿勢を見せた。「広峯社大別当範長」として訴えを起こしたのである。その結果、永和三年（一三七七）には、赤松氏が前年十一月の幕府からの奉書に従い、薬師寺の押妨を退ける遵行を被官の宇野氏に指示している。広峯氏側の主張は、荘内の雑免田と関東夫用途について、薬師寺雑掌が押領しているというものであった。すなわち、三年前の訴えで争点となっていた雑免田が、ここでも提示されている点は注意したい。また、得宗領であった名残から、関東夫用途が持ち出されているが、夫役という点では、先ほどの京上に対置されているものと思われる。この訴えは、広峯氏の言いが認められることとなった。守護の赤松義則から守護代宇野備前守、守護使多田仲盛・内海季兼と遵行され、すぐさま広峯範長に打ち渡されている。その後、薬師寺側からの反論は史料上からはうかがえない。後年、薬師寺は再び土山庄を巡って相論に臨んでいるが、それは次に見るように、土山庄地頭職が祇園社の管轄に置かれた後のことである。

第二節 祇園社による広峯氏排除

広峯社のみならず土山庄にまで基盤を確保した広峯範長は、広峯社大別当としての地位を名実ともに盤石にしようとしていた。しかし、そんな範長に対して大きな障壁となったのは、時の祇園執行となっていた顕深である。顕深は、祇園社による広峯社経営の停滞を打破するため、永徳四年（一三八四）に広峯氏の所業を幕府へ訴えかけた。その内容は次の通りである。

【史料二】室町將軍家御教書案^④

祇園社による広峯社支配と広峯氏

祇園御師権大僧都顕深申、播磨国広峯社神主民部大夫（範長号下司）以下輩、悪行狼藉事、解状如此、所詮、且為糾明召進其身、且為処罪科、可被尋注進彼次第、更不可有緩怠之状、依仰執達如件、

永徳四年二月廿四日

（斯波義将）
左衛門佐 判

赤松兵部大輔殿

顕深は「広峯社神主民部大夫（号下司）以下輩、悪行狼藉事」として、広峯氏一類を訴えているが、広峯範長を「広峯社神主」かつ「下司」としている点に注目したい。ここまで、広峯氏を神主とする事例は確認できなかった。広峯社を統括するのは権大別当や大別当（下司）であり、その配下に社僧や公文がみえていたが、南北朝期に至って広峯氏を神主に位置付ける認識が見て取れる。反面、祇園社の下司については自称しているにすぎず、顕深の認める公的身分でないことも確認されているのである。このような幕府に対する顕深の働きかけは、これ以後も継続されている。幕府からはその後も至徳元年（一三八四）、嘉慶二年（一三八八）二月、同年五月、同年十二月の計四回にわたって、広峯氏の身柄拘束、処罰、終には国外退去が命じられている^④。

しかしこの間、広峯氏は広峯社および社領に対して、さらに支配権を確立する動向を見せていた。嘉慶元年（一三八七）には、広峯社僧・快宗らの田島に対し、広峯氏が「奉行職」を請け負い、祇園社へ輸送することを請文によって確認している^④。観応三年に快宗・快誉兄弟が訴えていた膝下領の平野村田島のことであろう。その時に押領していたのは「預人等」であったが、その主体は広峯氏であった可能性が高い。

ここでは注意すべき点が二点ある。まず、この請文が祇園社へ提出されたのは、顕深の働きかけで幕府からの御教書が連発されていた最中であつた点である。すなわち、この請負契約は広峯氏側が顕深との対立を解消するために提案したものであつた可能性が高い。当然のことながら、

この請負契約が履行された形跡も、それに対する反応も史料上では確認できない。

次に快宗らの田島の年貢について、その納入を広峯氏が契約しようとした点である。快宗らは広峯氏とは利害が一致しない社僧だったと考えられ、その結果として押領を受けることとなった。同じ広峯社家であっても、大別当（下司）かつ神主となっていた広峯氏と、快宗ら社僧の関係は、決して一体的なものとはいえない。その背景として、本社である祇園社と結びつく社僧が南北朝期においても少なからず存在することを想定せねばならない。快宗はその一派であり、祇園執行の下で広峯社経営に参与した正一職も同様であったろう。しかし、広峯氏によって快宗らの権益が無実化したのは、前述の通りである。

ところで、幕府から度々御教書が発されたにも関わらず、守護の赤松義則がこれに従った様子はなく、遵行が実施された形跡もない。そのため、ついには幕府から赤松氏に「不可有緩怠」と釘を刺されるに至っている。^④このような赤松氏の姿勢が続いたためか、ついに足利義満が自ら御判御教書を発給した。^⑤ 顕深の意を汲んだ義満は、土山庄の帰属も顕深にあることを示し、「縦神主雖無其誤、為上官致奉行、何有子細哉、況已其身犯人」と厳しく広峯氏を糾弾している。ここでは、広峯氏の所業に正否を求めておらず、顕深が「上官」として支配することに何ら問題のないこと、しかも広峯氏は国外退去が決まった罪人であることも確認された。広峯社および土山庄で基盤を固めつつあった広峯氏は、足利将軍の後ろ盾を得た顕深の介入により、押領人（罪人）としてその地位を失う危機に直面したのである。

第三節 祇園社による直務支配と広峯氏

前節で確認したように、足利義満の指示により、土山庄地頭職は祇園

執行・顕深に付されることになった。南北朝期を通じて広峯社（広峯氏）が維持していた所職を、祇園社が回収することに成功したのである。播磨国守護の赤松義則は、今度ばかりは地頭職を顕深の雑掌へ渡すよう遵行を指示し、明德元年（一三九〇）には赤松被官によって下地が渡されることとなった。^⑥ 祇園社は赤松被官の有元和泉守を代官に補任し、土山庄の支配に乗り出したが、有元配下の長井五郎左衛門尉が菟田を強行し、百姓と喧嘩を起こしている。^⑦ 祇園社による土山庄支配は、その初手から難航していたようである。

一方、顕深から糾弾された広峯範長（神主・下司）は、罪人として国外追放にも言及されていたが、実際どうなったのかは明らかでない。ただ、広峯社関係文書に目を向けると、赤松氏の遵行によって顕深の雑掌へ土山庄が引き渡される少し前、広峯範長と広峯範重が作成したと思しき史料が確認できる。範長と範重は、弟にあたる小四郎家重に対して、彼らが保持していた美作国などの檀那を譲与・売却していた。^⑧ このうち、範重の譲状には、檀那からの公事銭を「惣領方へ可弁」ことが注記され、それが出来ない場合は「所持旦那本坊可召返」ことも示されている。つまり、広峯社檀那の権益を統括する「惣領」は、顕深から「神主」や「下司」と呼称された範長とは別に存在していたとみるべきなのである。土山庄の権益を保有し、祇園社からは押領の張本とされた広峯範長が庶流の「神主（下司）」であったとすれば、その惣領は何者であろうか。このことを踏まえ、広峯範長排除後の祇園社による広峯社支配について確認しておきたい。

祇園社は、当初こそ赤松被官の有元氏を土山庄代官に起用したが、少なくとも文安元年（一四四四）までに直務支配へ切り替えたようである。すなわち、祇園社僧の豊前法橋秀慶を代官職に補任して広峯社へ下向きさせていた。^⑨ この秀慶は広峯社で経営に奔走したが、多くの問題に直面し

た。秀慶によれば、広峯社に属する社人（百姓）は、「沙汰人七人」を中心に結束していた。そして沙汰人らは勝手に在家の諸公事等を免除してしまい、秀慶の所務を滞らせてしまっているという^⑧。加えて、社人の所有地や坊跡を押領し、勝手に売却を繰り返しているのが「社務長行」だと報告している。彼は何者だろうか。実は永享八年（一四三七）に、長行は土山庄地頭職を巡って幕府に訴えを起こしていた。長行によれば、土山庄は先祖が足利尊氏から得たものと主張し、時の祇園執行だった「清喜法印」もそれを認めてくれたのに、「賢心法印」がその決定を覆して掠め取ったのだという^⑨。こうした由緒を主張する長行は、土山庄地頭職を巡って薬師寺や祇園社と争った広峯氏の一族といえよう。長行は土山庄を社家として知行していきたいと主張しているため、広峯社家代表の社務として訴えていることがわかる。幕府がこの訴えを取り上げて相論に発展した形跡は認められないが、室町後期に至っても社務として祇園社支配に抵抗し、土山庄地頭職を狙う広峯長行の活動として注目される。

また、社務・広峯長行の他にも、広峯社経営に携わるべき公文らも不穏な動きを見せていた。公文は新たな権益獲得を祇園社に望み、寄方職を所望したという^⑩。しかし、その願いは聞き入れられず、公文は祇園社側との交渉を断念した。そして、広峯山中の百姓を語らって、祇園社への奉仕を組織的に拒絶したらしい。そればかりか、「彼公文者、致本社緩怠申、殊に播磨守殿へ奉公」したという。嘉吉の乱の後、播磨国守護となっていたのは山名氏であり、同史料中で山名持豊のことを「御屋形様」と呼んでいることから、公文らが奉公したという「播磨守」は、一時分郡守護として播磨に残っていた赤松氏のことと思われる。

このように、祇園社の代官として広峯社や土山庄支配を試みた秀慶であったが、広峯山内において四面楚歌の様相であった。広峯社家は、社務・長行以下、百姓に至るまで祇園社支配を容易に受け入れることはな

く、組織的に抵抗する姿勢を見せていたのである。

さらに寛正四年（一四六三）になると、秀慶の代官支配は決定的な窮地を迎えることとなった。秀慶によれば、広峯社および土山庄の状況は、「近年彼社之下司忒社領、或令沽却、或入質物、令非行之条、非沙汰之限」という様相であった^⑪。そして下司については、「先以何之由緒、被号社務哉」と非難している。つまり、下司とは社務を号している広峯長行のことであり、社務は広峯氏によって勝手に自称されていたらしい。秀慶による広峯社領支配は、百姓も同調する社務の押領の前に頓挫してまった。

以上のように、広峯範長らが幕府の裁許によって史料上から姿を消した後も、広峯社における広峯一族の主導性は変わらなかった。それは、範長らを統括すべき惣領が社家として存続し、檀那権益の与奪を握っていたこととも密接に関わる。後に社務として登場する長行こそ、広峯氏の惣領の系譜であったと考えられる。その一方、広峯社関係文書などで活躍のうかがえる貞長や長種、土山庄の押領者とされた神主の範長らは、広峯氏からみれば庶流であった可能性も高い。「広峯系図」には大別当職を継承してきた広峯氏一族も書き上げられているが、祇園社が（仮にも）社務とした長行の名が無いことも含め、一層の検討が必要だろう。

むすびにかえて

ここまで、中世における祇園社と広峯社の関係と共に、広峯社家として影響力を保持した広峯氏にも注目してきた。久保田氏や東郷氏らの成果に導かれた点も多く、推論を重ねたところも多い。一方で、扱いの難しい広峯社関係文書の内容を前提に、極力祇園社側の史料を用いることで、祇園社による広峯社支配の展開を着実に追うことが本稿の目的で

あった。そのため、広峯社関係文書の情報を補足的にしか用いえなかった点は課題として残った。以下では、課題とした論点を提示することで結びとしたい。

祇園社にせよ広峯社にせよ、その社領支配に関して重要な相手であったのは、播磨守護の赤松氏である。特に広峯社は、赤松氏の播磨支配においても無視できない地域信仰拠点であったはずである。祇園社の訴えに接した室町幕府は、度々広峯氏の処罰を赤松氏に指示したものの、赤松氏はそれらをしばらく黙殺していた。その背景には、有力社家を取り込みたい守護側の意向があったことは想像に難くない。広峯社の公文らが赤松氏へ奉公していると指摘されたように、地域勢力同士の繋がりは着実に深まっていたのだろう。同時に、少なくとも文正年間までには、広峯社に「守護役」が賦課され、守護方による「参宮」が定着していたことがわかる。広峯社は、祇園社の末社としての独自性を保ったようにも評価できようが、実際は赤松氏の領国支配下に着々と編成されていったと見ることができよう。このような守護との関係を軸に広峯社の展開を捉えることも重要である。

また、広峯社は播磨のみならず周辺国に御師を派遣し、多くの檀那を抱えていたことでも知られる。檀那は権益として相続の対象となっており、広峯社家の経済基盤としても重要なものであった。広峯社が祇園社の支配に抵抗し続けた背景には、地域社会に根を張って独自の経済基盤を維持していたことも重要な要素であった。祇園社との関係を検討するに際しても、こうした地域に基づいた信仰の広がりや経済基盤の議論をもっと取り入れる視点は不可欠であると認識している。

最後に、祇園社と広峯社の関係変容については、祇園社内部の政争の様相も踏まえて考えるべきである。祇園社内部では、特に南北朝期を中心として社内で門流の争いが展開されており、社領支配もこうした抗争

に左右される部分もあった⁵⁴。本論で少し触れた通り、広峯氏による土山庄支配を認めた祇園執行・晴喜もいれば、それを真つ向から否定した祇園執行・顕深もいた。やはりこれも門流ごとに広峯社への対応の違いが現われているといえよう。祇園社内部の政争および社領の知行状況も踏まえた検討は不可欠であり、今後の課題としたい⁵⁵。

註

- ① 久保田収「祇園社と広峯社」(『皇學館大學紀要』第十輯、一九七二年)。
- ② 東郷松郎「鎌倉・南北朝時代における広峯社(広峯神社)と祇園社(八坂神社)」・同「広峯社の信仰について」(『播磨国の古寺社と莊園』、しんこう出版、一九八八年、初出はそれぞれ一九七二年・一九八一年)。
- ③ 前掲の久保田・東郷両氏も広峯氏の御家人としての活動を確認されており、近年においても内乱を通じて守護・赤松氏の指揮下に入っていく過程が指摘されている(堀川康史「南北朝播磨における守護・国人と悪党事件」『史学雑誌』第一二二編―第七号、二〇一三年)。
- ④ まとまった広峯社関係文書が参照できる自治体史として、『兵庫県史料編中世二』(兵庫県、一九七四年)や『姫路市史 第九卷 史料編中世二』(姫路市、二〇一二年)が挙げられるが、このうち二〇一二年刊の『姫路市史』は、「解題」で関係文書の伝来や特徴がまとめられているので、詳しい状況についてはこちらを参照されたい。
- ⑤ 馬田綾子「広峯社関係文書について」(『梅花女子大学文化表現学部紀要』第九号、二〇一三年)。馬田氏の整理では、「広峯社文書」の内わけとして廣峯神社所蔵文書、肥塚泰典氏所蔵文書、神戸大学付属図書館所蔵文書、『中村直勝博士蒐集古文書』所収文書、『圖書寮叢刊 壬生家文書九』所収文書が挙げられている。
- ⑥ 英木一成「広峯文書と系図のあいだ―『大日本史料』六一六、暦応三年二月十七日条所収文書の再検討」(『ヒストリア』第七五号、一九七七年)では、広峯氏系図に掲載の軍忠状の「写」を検討し、「写」が別家の軍忠状を参考に作成されたことを指摘している。その背景として英木氏は、広峯氏が赤松氏配下で活動した形跡を忌避する意図があったことを想定さ

れている。また、広峯氏系図に掲載された「写」の文書を丹念に分析された三田武繁氏は、系図の内容に注意が必要であることを指摘し、掲載の文書や事跡には改変された形跡があることを確認している（『広峯氏系図』について）（『東海大学紀要（文学部）』第一一〇号、二〇二〇年）。広峯社関係文書を整理された馬田氏も、疑問を感じる複数の軍忠状を例に「写」作成段階での改変過程を検討されている（前掲註⑤の馬田氏論文）。

⑦ 魚澄惣五郎「播磨広峯社と京都祇園社」（『古寺社の研究』、星野書店、一九三一年）や、前掲註①の久保田氏論文などを参照。

⑧ 「広峯神社文書（廣峯神社所蔵）」第一一（一）・（二）号、『姫路市史第九巻史料編中世二』（姫路市、二〇一二年、以下、『姫路市史』）。文書番号等は、『姫路市史』で付されているもの。

⑨ 前掲註①の久保田氏論文。典拠となっているのは、『社家条々記録（晴喜自筆記案）』（『増補続史料大成（八坂神社記録 三）』（以下、『八坂三』）、臨川書店、一九七八年に所収）に掲載された「伏見上皇院宣案」である。

⑩ 「僧快円・源有家連署父母遺領等配分状」（『祇園社記続録第十』（『増補続史料大成（八坂神社記録 四）』（以下、『八坂 四』）、臨川書店、一九七八年に所収）。

⑪ 「祇園社記御神領部第九」（『八坂 三』に所収）。

⑫ 快円や快嚴は「感神院所司等解文（保元三年四月五日）・「感神院所司等解文（保元三年十一月十一日）」（いずれも『祇園社記御神領部第二』、『八坂 三』所収）などにみえる。また、快榮は正平七年段階で祇園社の別当代を務めている（『社家記録』（『増補続史料大成（八坂神社記録 一）』（以下、『社家記録』）、臨川書店、一九七八年）の正平七年正月一日条）。

⑬ 『社家記録』同日条。

⑭ 『社家記録』康永二年十一月二日条。

⑮ 「崇光上皇院宣案（応安八年正月十日付）」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）。

⑯ 「正応状」はあくまで広峯社家である快円の私領讓状であって、これをもって祇園社との関係が正応二年段階であったとは認められないという久保田氏の指摘は重要である（前掲註①、同氏論文）。ただ、この時点で

快円が権別当職を相伝していることの意味も大きく、快円が祇園社と全く関係が無いとは言いつれない。同様に、正一殿職の存在をどのように評価するかという問題も関わってくる。「正応状」を含めた祇園社と広峯社の本末関係の経緯や始期は一層の検討を要するため、今後の課題としたい。

⑰ 「長量大別当職讓状案」（『増補八坂神社文書（下巻二）』（以下、『八坂神社文書』）、臨川書店、一九九八年、初版一九四〇年、第一七九六号）。

⑱ 「祇園社別当御教書」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）。

⑲ 「光嚴上皇院宣（建武四年十一月十九日付）」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）。このほか、翌建武五年のものとは比定される「高階雅仲奉書（四月二十五日付）」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）においても、同様の表記がなされている。

⑳ 「某広峯社所務契状案」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）。

㉑ 「後醍醐天皇御旨案（年未詳四月十八日付）」（『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三』）。

㉒ 前掲註⑱の院宣と奉書による。

㉓ 嘉慶元年（一三八七）には広峯社僧として快宗、快譽、快祐らがみえる（『広峯長有・広峯貞長連署請文』、『八坂神社文書』第一八〇〇号）、明德二年（一三九一）には公文快実がみえる（『阿闍梨幸禪・公文快実連署請文』、『八坂神社文書』第一八〇二号）。

㉔ 「沙弥某等連署大番役覆勘状」（『広峯神社文書（廣峯神社所蔵）』第一一（五）号、『姫路市史』）。

㉕ 「沙弥道光大別当職讓状」（『広嶺家文書（広嶺忠昭氏所蔵）』第一〇号、『姫路市史』）。

㉖ 「長重所職等讓状案」（『広嶺家文書（広嶺忠昭氏所蔵）』第一八号、『姫路市史』）。

㉗ 「広嶺家文書（広嶺忠昭氏所蔵）」第八九〜九一号、『姫路市史』）。

㉘ 前掲註⑬の『社家記録』記事。

㉙ 広峯氏が御家人役を負担し、大別当職を称した形跡が確認できる時期に注目すると、やはり蒙古襲来後の非御家人を対象とした幕府の軍役体制の転換と併せて検討すべき問題と思うが、この点については今後の課題としておきたい。

- ③① 「祇園社記御神領部第八」(『八坂 三二』)。
 ③② 「赤松則祐遵行状(勅応三年九月二十七日付)」(『祇園社記御神領部第九』、『八坂 三二』)以下、関連文書が嘉慶元年(一三八七)までの三通確認できる。
- ③③ 「肥塚範重軍忠書上」(『広峰神社文書(肥塚恭典氏所蔵)』第一一(八)号ほか、『姫路市史』)。
 ③④ 嘉慶元年(一三八七)の「広峰長有・同貞長請文」(『八坂神社文書』第一八〇〇号)によれば、快宗らは「平野北条住人広峯社々僧」と表記されており、平野村に住していたことがうかがえる。そして彼らの田畠からの年貢は、広峯氏が「奉行職」を請け負い、祇園社へ輸送することが契約された。だが、翌年には頭詮が幕府へ訴えているように、年貢が京都へ輸送されることはなかった(『室町幕府御教書』、『八坂神社文書』第一八六〇号)。快宗らの田畠からの年貢について、広峯氏を通して祇園社へ上納される契約があったことは注意すべきである。快宗らは、この頃までに社僧としての得分を祇園社へ寄進し、わずかな利益だけでも守ろうとしたと思われるが、広峯氏の年貢未納によって、彼らの得分は消滅していったと考えられる。
- ③⑤ 「兵庫県の地名(日本歴史地名体系二九)」(平凡社、一九九九年)の「土山庄」を参照。
- ③⑥ 「播磨国土山庄百姓等起請文」(『祇園社記御神領部第九』、『八坂 三二』)。
 ③⑦ なお、広峯社が土山庄地頭職を獲得したのは、建武三年に寄進を受けたことに始まるという。広峯社関係文書によると、これを踏まえて、延文四年段階で「広峯社大別当兵部大夫長種」が菟原住吉社(本住吉社)による濫妨を訴えた結果、赤松則祐に沙汰付を命じる足利義詮の御判御教書が発給されていることがうかがえる(『広嶺家文書(広嶺忠昭氏所蔵)』第四四号、『姫路市史』)。
- ③⑧ 「足利將軍家御教書案(応安七年十二月十五日付)」(『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
 ③⑨ 「赤松義則施行状案(永和三年九月二日付)」(『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
 ③⑩ 「播磨国守護使連署打渡状案(永和三年九月十日付)」(『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
- ④① 部第八、『八坂 三二』)。
 ④② 「祇園社記御神領部第八」(『八坂 三二』)。
 ④③ 「室町將軍家御教書案(至徳元年十月二十五日付)」・「室町將軍家御教書案(嘉慶二年二月十二日付)」・「室町將軍家御教書案(嘉慶二年五月十二日付)」・「室町將軍家御教書案(嘉慶二年十二月十七日付)」(いずれも『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
 ④④ 「広峯長有・同貞長連署請文案(嘉元元年十一月八日付)」(『祇園社記御神領部第九』、『八坂 三二』)。
 ④⑤ 前掲註④の「室町將軍家御教書案(嘉慶二年十二月十七日付)」。
 ④⑥ 「足利義満御判御教書案(康応元年九月二十一日付)」(『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
 ④⑦ 「志水性高・富田惟直連署遵行状案(明徳元年九月二十日付)」(『祇園社記御神領部第八』、『八坂 三二』)。
 ④⑧ 「播磨国土山庄名主・沙汰人等申状案(明徳二年十月二十六日付)」、『八坂神社文書』第一八七〇号)。なお、広峯氏が得ていた土山庄からの地頭職得分についても祇園社へ吸収されたようである。広峯長有が祇園社に提出した得分注進状が確認できる(『広峯長有土山庄地頭職得分注進状(明徳二年七月付)』、『八坂神社文書』第一八六八号)。
 ④⑨ 「範重檀那讓状(永徳三年三月二日付)」・「範長檀那売券(嘉慶三年二月十六日付)」(いずれも『肥塚家文書』第二〇・二二号、『姫路市史』)。
 ④⑩ 秀慶が代官職の得分を書き上げた契状によれば、上洛時の土産(杉原紙三束)が設定されており、基本的に在地で直務支配にあたっていたらしい(『豊前法橋秀慶広峯社代官職礼物契状』、『八坂神社文書』第一八一三号)。
 ④⑪ 「豊前法橋秀慶申状案(享徳二年二月付)」(『八坂神社文書』第一八二五号)。
 ④⑫ 「広峯社務長行申状(永享八年十一月付)」(『八坂神社文書』第一八七四号)。
 ④⑬ 「豊前法橋秀慶申状案(文安元年九月付)」(『八坂神社文書』第一八一五号)。
 ④⑭ 「豊前法橋秀慶申状案」(『八坂神社文書』第一八七七号)。
 ④⑮ 「広峯社本所知行分所務注文」(『八坂神社文書』第一八三三三号)。

⑤④ 詳しくは、花田卓司「南北朝期における将軍家御師職の意義―顕詮・静晴・晴春の執行職争い再考」(『立命館文学』第六三七号、二〇一四年)を参照にされたい。

⑤⑤ 既に先行研究においても、広峯社を巡る祇園社僧同士の抗争に目が向け

られている(前掲註①の久保田論文)。ただし、政治史の成果と共に再検討すべき点も多いように見受けられ、今後の進展を期したい。

(京都精華大学特任講師)